

(対大臣・副大臣・政務官)

民事局 作成

4月25日(火) 参・法務委

佐々木 さやか 議員(公明)

1問 民法(債権関係)の改正の背景、趣旨は何か、社会経済への変化の対応、国民一般に分かりやすいものとする観点は、どのように実現されているのか、法務大臣に問う。

### [改正法案を提出した背景]

- 民法のうち債権関係の規定については、明治29年(1896年)に制定されて以来約120年間、実質的な見直しがほとんど行われておらず、概ね制定当時の規定内容のまま現在に至っている。
- この間における我が国社会・経済情勢は、取引量が劇的に増大するとともに、取引の内容が複雑化・高度化する一方で、情報伝達の手段が飛躍的に発展したことなど、様々な面において著しく変化している。
- また、裁判実務においては、多数の事件について民法を解釈・適用する中で、膨大な数の判例が蓄積されてきている。さらに、確立した学説上の考え方が実務で広く受け入れられ、不文のルールとして解釈の前提となついるものも多い。しかし、それらの中には、条文からは必ずしも容易に読み取ることのできないものも少なくないため、法律の専門家でない国民一般にとっては、民法が定める基本的なルールが分かりにくい状態となつている。

### [改正法案を提出した趣旨]

- そこで、民法のうち取引社会を支える最も基本的な法



的インフラである契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、国民一般に分かりやすいものとする観点から、全般的な見直しを行うこととしたものである（注）。

（注）法制審議会への諮問（第88号）の内容は、次のとおりである。

「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われる所以、その要綱を示されたい。」

### 〔具体的な改正項目〕

- ・ まず、社会・経済の変化への対応を図る観点からの改正項目としては、①職業別の短期消滅時効の特例を廃止すること等による時効期間の統一化、②年5パーセントの法定利率の年3パーセントへの引下げ及び市中の金利動向に合わせた変動制の導入、③事業用融資の保証人になろうとする個人についての公証人による保証意思確認手続の創設等を挙げることができる。
- ・ また、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点からの改正項目としては、①意思能力を有しなかった当事者がした法律行為が無効であることの明文化、②賃貸借の終了時における賃借人の敷金返還請求権や原状回復義務に関する基本的な規律の明文化等を挙げることができる。

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 [REDACTED] 携帯電話 [REDACTED]】

平成29年4月25日(火)  
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

2問 債権の消滅時効の期間を10年から5年とし、短期消滅時効を廃止した理由は何か、法務当局に問う。

(答)

1 短期消滅時効の特例の廃止

現行の民法第170条から第174条まで及び商法第522条では、5年、3年、2年又は1年の短期消滅時効の特例を定めている。しかし、これらの規定は、その適用の有無の判断が困難であったり、社会経済情勢の変化に伴って合理性の説明が困難なものとなったりしている。そこで、これらの短期消滅時効の特例を廃止した上で、基本的な時効期間については統一化を図り、シンプルなものとすることが合理的であると考えられる(注)。

2 特例廃止に伴って原則的な時効期間を短くすることの必要性

もっとも、特例を単純に廃止するだけでは、例えば、現在2年とされる生産者や卸売商人の売買代金債権の時効期間が10年に大きく延長されることとなるが、これに対しては、法制審議会において関係諸団体からヒアリングを行った際に、領収書の保存費用など弁済の証拠保存のための費用が増加するおそれがあるという懸念が示された。

3 商事行為債権の5年

さらに、現在5年で時効が完成する商行為債権についても、商取引の実情として、多数の取引債権に適用されており、現在の規律を前提として安定した実務運用が行われているため、改正の影響を極力抑える必要があるとの指摘が実務界から強く寄せられた。



## 4 結論

以上の問題状況を踏まえ検討が進められた結果、現行法の「権利を行使することができる時」から10年という現行法の時効期間に加えて、新たに、「権利を行使することができることを知った時」から5年の時効期間を追加することとしたものである（第166条第1項）。

（注） 現行の民法及び商法上の消滅時効期間

	起算点	時効期間	具体例	適用に争いのある具体例
原則	権利を行使することができる時から	10年	個人間の貸金債権など	
職業別	権利を行使することができる時から	1年	飲食料、宿泊料など	「下宿屋」の下宿料
		2年	弁護士、公証人の報酬、小売商人、卸売商人等の売掛代金など	税理士、公認会計士、司法書士の報酬、農協の売掛代金など
		3年	医師、助産師の診療報酬など	あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師の報酬など
商事	権利を行使することができる時から	5年	商行為によって生じた債権	消費者ローンについての過払金返還請求権（判例上10年）

（参考） それぞれ起算点の異なる短期と長期の権利消滅期間を設ける法制は、現行法でも、既に不法行為に基づく損害賠償請求権について採用されている（現行第724条）。また、ドイツ（短期3年、長期10年）、フランス（短期5年、長期20年）など諸外国においても多く見られる。

平成29年4月25日(火)  
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

3問 主観的起算点である「債権者が権利を行使することができることを知った時」とは何か、法務当局に問う。

(答)

### 1 改正法案

改正法案においては、債権は、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないときには、時効によって消滅するとしている(第166条第1項第1号)。

このように、権利を行使することができることを知った時から時効期間が進行することとしたのは、債権者が権利を行使することができることを知ったのであれば、債権者がその権利を実際に行使すべきことを期待することができるためである。

### 2 主観的認識

このような趣旨からすると、「債権者が権利を行使することができることを知った」というためには、権利行使を期待されてもやむを得ない程度に権利の発生原因等を認識していることが必要である。

具体的には、権利の発生原因についての認識のほか(注1)(注2)、権利行使の相手方である債務者を認識すること(注3)が必要であると考えられる(注4)。

(注1) その権利の発生や行使について期限や停止条件が付されているケースでは、基本的にその期限の到来や条件の成就を認識していなければ、「債権者が権利を行使することができることを知った」とはいえない。もっとも、確定期限が付されているケースでは、確定期限の到来前に、その到来の事実を認識していない状態で、「債権者が権利を行使することができることを知

った」といえるケースがある。

(注2) 安全配慮義務違反など、法的評価が一義的に明確でない原因によって権利が発生したケースでは、どこまでの事実を認識すれば、「債権者が権利を行使することができることを知った」といえるのかが問題となる。

(注3) 権利発生の原因を認識していても、権利行使の相手方である債務者を認識していなければ、「債権者が権利を行使することができることを知った」とはいえない。

なお、不法行為の3年の時効期間については、(調査をすれば容易に加害者の氏名や住所を知ることができる場合を除き)債権者が加害者である債務者の住所・氏名を知っていなければ、進行しない(第724条第1号)。

(注4) 5年の消滅時効の期間は、権利行使を期待されてもやむを得ない程度に権利の発生原因等を認識して債権者が「権利を行使することができることを知った」といえなければ進行しないが、これに加えて、このような趣旨に照らせば、「権利を行使することができる」といえる状態でなければ時効期間が進行することはない。このことは「5年間行使しないとき」に消滅時効が効力を生ずるとする条文の文言からも明らかである。

平成29年4月25日(火)  
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

4問 5年のほかに客観的起算点から10年という二重の時効期間としたのはなぜか、法務当局に問う。

(答)

1 改正法案の内容

改正法案においては、債権の消滅時効に「権利行使することができることを知った時」から5年の時効期間を追加した上で、現行法における「権利行使することができる時」から10年の時効期間も維持することとしている(第166条第1項)。

2 時効期間を短くすべきでない債権の存在

仮に「権利行使することができる時」から10年という原則的な時効期間を単純に短くし、商行為債権の消滅時効を参考にして5年とする考えるとすると、例えば、過払金返還請求権など不当利得に基づく債権や安全配慮義務違反に基づく損害賠償債権など、権利行使が可能であることを容易に知ることができない債権の債権者が大きな不利益を被るという問題が生じ、法制審議会においても、強い懸念が示された。

この過払金返還請求権の例で言えば、債務が実際には存在していなかったことを知るのが弁済後相当期間を経過してからであったため、権利行使が可能であることを債権者が長期間知らなかつたという事例も現に生じているため、その保護を図る必要性があり、10年という時効期間を維持する必要は大きいものと考えられる。

3 結論

このような考慮の結果、改正法案においては、原則的な時

効期間を「権利を行使することができることを知った時」から5年とした上で、それとは別に、「権利を行使することができる時」から10年の時効期間も維持することとしたものであり、このような制度を採用することには合理的な理由があるものと考えている（第166条第1項）。

（注） 現行の民法及び商法上の消滅時効期間

起算点	時効期間	具体例	適用に争いのある具体例
原則 権利を行使することができる時から	10年	個人間の貸金債権など	
職業別 権利を行使することができる時から	1年 2年 3年	飲食料、宿泊料など 弁護士、公証人の報酬、小売商人、卸売商人等の売掛代金など 医師、助産師の診療報酬など	「下宿屋」の下宿料 税理士、公認会計士、司法書士の報酬、賃貸の売掛代金など あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師の報酬など
商業 権利を行使することができる時から	5年	商行為によって生じた債権	消費者ローンについての過払金返還請求権 (判例上10年)

（参考） それぞれ起算点の異なる短期と長期の権利消滅期間を設ける法制は、現行法でも、既に不法行為に基づく損害賠償請求権について採用されている（現行第724条）。また、ドイツ（短期3年、長期10年）、フランス（短期5年、長期20年）など諸外国においても多く見られる。

（参考条文）

○民法

改 正 案	現 行
<p>（債権等の消滅時効）</p> <p>第百六十六条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。</p> <p>一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使</p>	<p>（消滅時効の進行等）</p> <p>第百六十六条 消滅時効は、権利を行使することができるとから進行する。</p> <p>2 (略)</p>

しないとき。

二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。

2・3 (略)

(債権等の消滅時効)

第百六十七条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

2 (略)

(三年の短期消滅時効)

第百七十条から第百七十四条まで 削除

第百七十条 次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

二 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権

三 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

第百七十二条 弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から三年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。

(二年の短期消滅時効)

第百七十二条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から二年間行使しないときは、消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事項中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

第百七十三条 次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。

二 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る

## 債権

- 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をすることを業とする者の仕事に関する債権
- 三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権  
(一年の短期消滅時効)

第百七十四条 次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。

- 二 月又はこれより短い時期によって定めた使用者の給料に係る債権
- 二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権
- 三 運送賃に係る債権
- 四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
- 五 動産の損料に係る債権

## ○商法

改 正 案	現 行
<u>第五百二十二条 削除</u>	<p>(商事消滅時効)</p> <p>第五百二十二条 商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、五年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に五年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。</p>

平成29年4月25日(火)  
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

5問 生命・身体侵害による損害賠償請求権に関し、不法行為の短期の消滅期間を「3年」から「5年」とし、通常の債権の長期の消滅期間を「10年」から「20年」とした理由は何か、法務当局に問う。

(答)

## 1 特例による保護の必要性

生命や身体の侵害による損害賠償請求権は債務不履行又は不法行為に基づいて生ずるが、生命や身体に関する利益は、一般に、財産的な利益等の他の利益と比べて保護すべき度合いが強いから、生命や身体の侵害による損害賠償請求権については、他の利益の侵害による損害賠償請求権よりも権利行使の機会を確保する必要性が高い。

また、生命・身体について深刻な被害が生じた後、被害者である債権者は、通常の生活を送ることが困難な状況に陥るなど、時効完成の阻止に向けた措置を速やかに行うこと期待することができないことも少なくない。

したがって、生命や身体の侵害による損害賠償請求権については、他の利益の侵害による損害賠償請求権についてよりも長い時効期間を設定するのが合理的であるが、現行法においては、このような規律にはなっていない(現行第167条第1項、第724条)。

## 2 時効制度の趣旨から生ずる保護の限界

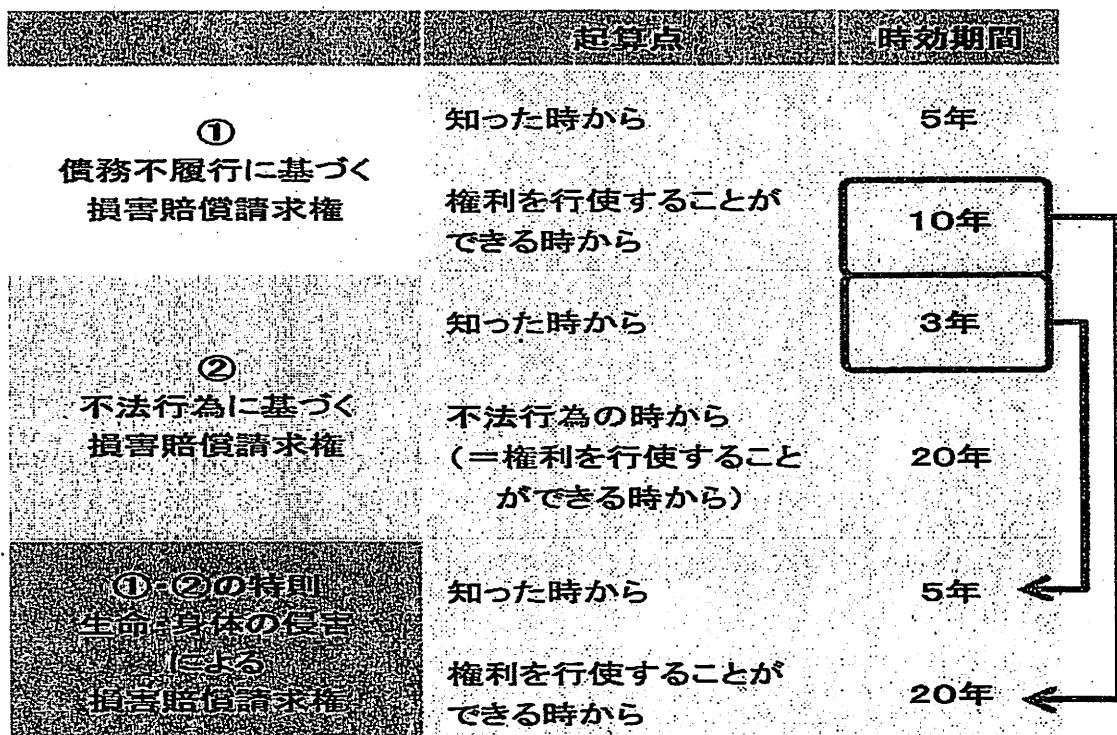
他方で、時効制度には、長時間の経過に伴う証拠の散逸などにより反証が困難となつた相手方を保護するという側面もあるため、被害者保護のために時効制度を廃止することや、時効期間を著しく長いものとすることには弊害もある。

### 3 改正法案の内容

そこで、改正法案においては、生命・身体の侵害による損害賠償請求権について、時効期間を合理的な範囲で長くする観点から、これが債務不履行に基づく場合には権利行使することができるときから10年間という時効期間を20年間とし（第167条）、不法行為に基づく場合には損害及び加害者を知った時から3年間という時効期間を5年間とすることとしている（第724条の2）（注）。

#### （注） 時効期間の原則的規定と特例との関係

改正法案の下では、生命・身体の侵害による損害賠償請求権については、以下の図のように、債務不履行に基づく場合と不法行為に基づく場合とで時効期間に差が生じないこととなる。



(参照条文)

改 正 案	現 行
(債権等の消滅時効)	(消滅時効の進行等)
第百六十六条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。	第百六十六条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。
二 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。	2 (略)
三 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。	(債権等の消滅時効)
2・3 (略) (人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効)	第百六十七条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。
第百六十七条 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一項第二号の規定の適用については、同号中「十年間」とあるのは、「二十年間」とする。	2 (略)
(不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)	(新設)
第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。	(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)
二 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。	第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。
三 不法行為の時から二十年間行使しないとき。	
(人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)	

第七百二十四条の二 人の生命又は身体  
を害する不法行為による損害賠償請求  
権の消滅時効についての前条第一号の  
規定の適用については、同号中「三年  
間」とあるのは、「五年間」とする。

(新設)

平成29年4月25日(火)  
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

6問 不法行為の20年の性質はどう変わったのか、消滅時効の期間としたのはなぜか、法務当局に問う。

(答)

## 1 現状

現行法第724条後段の長期の権利消滅期間について、判例は除斥期間を定めたものであるとしている(注1)(注2)。

除斥期間は、消滅時効期間と異なり、①中断や停止の規定の適用がないため、期間の経過による権利の消滅を阻止することはできず(注3)、また、②除斥期間の適用に対して、信義則違反や権利濫用に当たると主張することはできないと解されている(注4)。

そのため、長期の権利消滅期間が除斥期間であるとすると、長期間にわたって加害者に対する損害賠償請求をしなかったことに真にやむを得ない事情があると認められる事案においても、被害者の救済を図ることができないおそれがある。

## 2 消滅時効期間と改めることの意義

改正法案においては、長期の権利消滅期間を除斥期間ではなく消滅時効期間とすることとしている。

これにより、①中断・停止を再構成したものである更新・完成猶予の規定が適用されることになるため、被害者において、加害者に対する権利の時効による消滅を防ぐための措置をとることが可能になる。

また、②消滅時効期間の経過により権利が消滅したという主張が加害者側からされたとしても、裁判所は、個別の事案における具体的な事情に応じて、加害者側からの時効の主張が信義則違反や権利濫用になると判断することが可能になるものであり、不法行為の被害者の救済の可能性が広がるものと認識している。

(注 1) 判例（最判平成元年12月21日）は、不発弾作業処理に従事した被害者が、警察官等の過失により左眼失明等の重傷を負い、事故から28年が経過してから国家賠償請求訴訟を提起したのに対して、国が除斥期間の経過を主張した事案において、「被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるための請求権の存続期間を画一的に定めたものと解するのが相当であるから」、現行法第724条後段の権利消滅期間は除斥期間を定めたものである旨判示している。

(注 2) 田原睦夫最高裁判所裁判官は、最判平成21年4月28日の補足意見において、「実務上は、上記の平成元年判決を受け、その後の下級審裁判例が、民法724条後段の規定を除斥期間と解する運用をなしているところから、ここで上記判例変更をなす場合には、一定の混乱が生じかねない可能性がある。しかし、上記の判例変更の結果を受けて真に救済せざるを得ない事案は、社会的には極く僅かに止まり、また、それは個別に対応することが可能であると推察されるのであって、判例変更が社会的に相当な混乱を引き起こすおそれはないと思われる。おって、現在、法務省において債権法の改正作業が開始されているところ、時効制度の見直しに当たっては、かかる観点を踏まえた見直しがなされることを望むものである。」と述べている。

(注 3) 判例（最判平成21年4月28日）は、加害者が被害者を殺害して自宅の床下に埋めて死体を隠したが、被害者の相続人は被害者の死亡を知らず、相続人が確定しないまま20年以上が経過した事案において、相続人が確定しない間は時効が完成しないとする現行法第160条の規定は適用されないとしている。もっとも、判例も、当該事案においては、同条の法意に照らし、被害者の死亡を相続人が知ることができない間は相続人が確定せず、確定後6箇月間は除斥期間により権利は消滅しないとして、妥当な結論を導こうとした。しかし、この判例については、相続人確定後6箇月以内という短期間に訴訟提起等が必要になるのは酷ではないか、権利濫用等の主張を許すべきではないかなどの指摘がある。

なお、改正法案によれば、このような事案においては、加害者による時効の抗弁に対して、相続人が権利濫用等の再抗弁を主張する

ことができるようになる。

(注4) 前記判例(最判平成元年12月21日)は、現行法第724条後段の期間経過により請求権は当然に消滅するから、裁判所は当事者の主張を待たずに請求権の消滅を判断すべきものであり、除斥期間の経過による請求権の消滅の主張が信義則違反又は権利濫用に当たることはない旨述べている。

平成29年4月25日(火)  
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

7問 時効の中止・停止を完成猶予・更新とした趣旨は何か、法務当局に問う。

(答)

### 1 現状

現行法における時効の中止という制度は、その代表的な事由である裁判上の請求を見ると、時効が完成すべき時が到来しても時効の完成が猶予されるという「完成猶予」の効果と、新たに時効を進行させる「更新」の効果とを有するが、現行法は、これらを「中止」と表現しているため、用語の意味内容が理解しにくい(注1)。

また、例えば、債務者が権利の存在を「承認」した場合には「更新」の効果のみが生ずるなど、多岐にわたる中止事由の中には、時効の「完成猶予」の効果と「更新」の効果のいずれか一方が生ずるにとどまるものもあり、その効果の発生時期も必ずしも明確でない。

さらに、判例は、債権者による破産の申立ては中止事由である「裁判上の請求」に当たるとした上で、破産の申立てが取り下げられた事案において、更新の効果は生じないとしても、取下げから6箇月間は時効の完成が猶予されるものと扱う「裁判上の催告」という解釈(注2)を採用しているが、このような規律も条文から読み取ることは困難である。

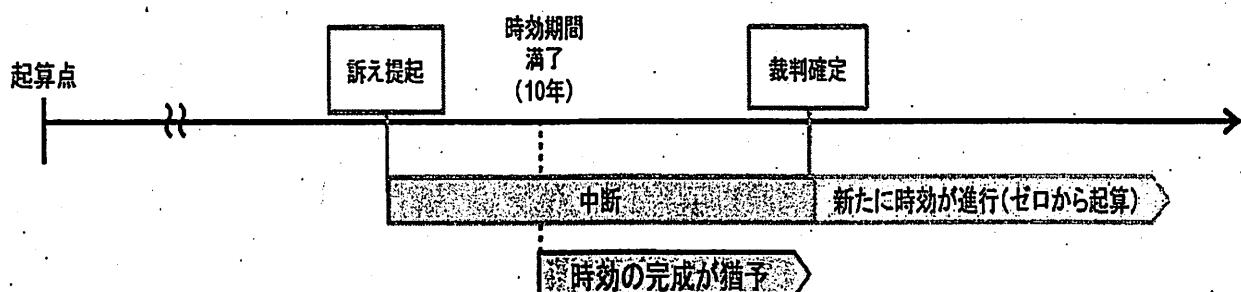
他方、現行法における時効の停止については、その効果は専ら時効の完成が猶予されることにあるが、「停止」という表現では、あたかも時効の進行 자체が途中で止まり、停止事由が消滅した後に残存期間の進行が始まるかのような誤解を生みがちであり、用語の意味内容が理解しにくい(注3)。

## 2 改正法案の内容

そこで、改正法案においては、

- ① 時効の中止の制度を時効の「完成猶予」と「更新」というその効果の内容を端的に表現する二つの概念で再構成することとし、これによって「中止」という一つの概念の下では理解することが困難であったその効果を理解しやすいものとするとともに、時効の停止についても、その効果の内容を端的に表現する「完成猶予」という概念と置き換えることで、同様に、より理解しやすいものとし、さらに、
- ② 「裁判上の催告」に関する判例を含めて時効の中止の効果の発生時期をより明確にすることとしている。

(注1) 実務上最も典型的な中止事由といえる「裁判上の請求」による「中止」の効果を図示すると、次図のとおりとなる。



改正法案の「完成猶予」とは、時効期間は進行するものの、時効の完成が一定期間猶予されることをいう。

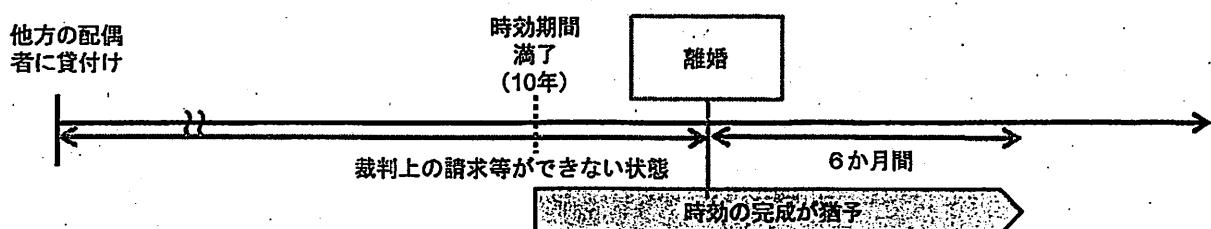
改正法案の「更新」とは、進行していた時効期間が無意味となり、新たに零から進行を始めることをいう。

(注2) 裁判上の請求がされても訴えの取下げがされた場合には、条文の文言上は、中止の効力が全く生じなかつたことになる（現行第149条）。もっとも、判例（最判昭和45年9月10日）は、債権者による破産の申立てが行われた事案について、申立ての取下げまでは「催告」が継続していたものと見て、申立ての取下げから6箇月間は時効の完成が猶予される「裁判上の催

告」という解釈を採用している。

改正法案においては、完成猶予の効果の終了時期を明示的に規定することにより、この判例も明文化することとしている（第147条第1項）。

（注3） 例えば、「夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。」と規定されているが（現行第159条），この時効の停止を図示すると、次図のとおりとなる。なお、改正法案の下では、完成猶予と位置づけられることになる。



### （参照条文）

#### ○ 裁判上の請求等

改 正 案	現 行
<p>（裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新）</p> <p>第百四十七条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。</p> <p>一 裁判上の請求</p> <p>二 支払督促</p> <p>三 民事訴訟法第二百七十五条第一項の和解又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）若しくは家事事件手続法（平成二十三年法律</p>	<p>（時効の中斷事由）</p> <p>第百四十七条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。</p> <p>一 請求</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（裁判上の請求）</p> <p>第百四十九条 裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中斷の効力を生じない。</p> <p>（支払督促）</p> <p>第百五十条 支払督促は、債権者が民事訴訟法第三百九十二条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中斷の効力を生じない。</p>

<p>第五十二号)による調停</p>	<p>(和解及び調停の申立て)</p>
<p>四 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加</p>	<p>第百五十一条 和解の申立て又は民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)若しくは家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、一箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中止の効力を生じない。</p>
<p>2 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。</p>	<p>(破産手続参加等)</p>
<p>第百五十二条 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加は、債権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、時効の中止の効力を生じない。</p>	<p>(中断後の時効の進行)</p>
<p>第百五十七条 中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。</p>	<p>2 裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。</p>

## ○ 催告

改 正 案	現 行
<p>(催告による時効の完成猶予)</p>	<p>(時効の中止事由)</p>
<p>第百五十条 催告があったときは、その時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。</p>	<p>第百四十七条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。</p>
<p>2 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。</p>	<p>一 請求 二・三 (略) (催告)</p>
<p>第百五十三条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和</p>	

	解の申立て、民事調停法若しくは家事事件手続法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中斷の効力を生じない。
--	---

○ 承認

改 正 案	現 行
<p>(承認による時効の更新)</p> <p>第百五十二条 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。</p> <p>2 前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。</p>	<p>(時効の中斷事由)</p> <p>第百四十七条 時効は、次に掲げる事由によって中斷する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 承認</p> <p>(承認)</p> <p>第百五十六条 時効の中斷の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。</p> <p>(中斷後の時効の進行)</p> <p>第百五十七条 中断した時効は、その中斷の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。</p> <p>2 (略)</p>

平成29年4月25日(火)  
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

8問 仮差押え、仮処分を完成猶予事由としたのはなぜか、  
法務当局に問う。

(答)

1 現行法

仮差押え及び仮処分は、現行法上、差押えと並んで時効の中止事由とされている(現行第147条第2号・第3号)(注1)。そのため、仮差押えがあれば、消滅時効の期間は、その事由が終了した時から新たに進行する(第157条)。

2 問題の所在

しかし、仮差押えや仮処分は、その手続の開始に当たって債務名義を取得する必要はなく、後に裁判上の請求によって権利関係が確定することが予定されているものであって、その権利の確定に至るまで債務者の財産等を保全する暫定的なものに過ぎない。

改正法案においては、中断の効力を「完成猶予」と「更新」という新たな概念を用いて再整理を行うこととしているが、仮差押え及び仮処分に、消滅時効の期間を更新する効力まで認めるのは適当でなく、裁判上の請求をとる時間的余裕を確保するため催告(第150条)と同様にその手続の終了から6箇月の完成猶予を認めた上で、更新が生ずるか否かは別途裁判上の請求を行うか否かに委ねるのが相当である。

3 改正法案の内容

そこで、改正法案においては、仮差押え及び仮処分については、それが終了した時から6箇月を経過するまでの間は、時効が完成しないという完成猶予の効力を認めることとするが(注2)、更新事由の効力は認めないこととしている(第149条)(注3)。

(注1) 仮差押えや仮処分の命令を得たとしても、裁判所による起訴命令に従わないなどしてその命令が取り消された場合には、時効中断の効力を生じないこととされていた。(現行第154条、民事保全法第37条)。

(注2) 仮差押えによる時効中断の効力の終了時期(新たな時効期間の進行開始時期)について、現行法下の判例(最判平成10年11月24日)は、仮差押えの執行保全の効力が存続する間は中断の効力は継続すると解している(継続説)。この中断の効力に関する議論は、改正法案における完成猶予の終了時期の問題として、引き続き問題となる。

なお、上記判例は、仮差押えによる執行保全の効力が存続している間に、債権者が被保全債権について本案の訴えを提起し、勝訴した場合に、その勝訴判決が確定したとしても、仮差押えによる時効中断の効力は失われないとしている。もっとも、改正法案の下では、仮差押えによって時効の完成猶予の効力しか生じないため、本案の訴えについての勝訴判決の確定によって更新の効力が生じた後にもなお仮差押えによる完成猶予の効力が存続するか否かは、厳密に言えば、この判例の射程外の問題となる。

(注3) 現行法第154条は、仮差押えや仮処分が、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中止の効力を生じないとしている。これに対して、改正法案は、完成猶予の効力は、仮差押えの終了原因を問わず生ずることとしているので、例えば、保全異議によって保全命令が取り消された場合(民事保全法第32条)や、本案の訴え不起によって保全命令が取り消された場合(同法第37条)にも、完成猶予の効力が生ずることとなる。

また、このような時効の完成猶予の効力が発生する時期は、仮差押え等の申立てが行われた時点であると解されるが、その時効の完成猶予の効力発生の要件として、仮差押え等の決定及び債務者への送達を要するのかは、裁判上の請求における送達の要否と同様に、解釈に委ねられている。

(参照条文)

改 正 案	現 行
<p>(仮差押え等による時効の完成猶予)</p> <p>第百四十九条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了した時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。</p> <p>一 仮差押え</p> <p>二 仮処分</p>	<p>(時効の中止事由)</p> <p>第百四十七条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。</p> <p>一 請求</p> <p>二 差押え、仮差押え又は仮処分</p> <p>三 承認</p> <p>(差押え、仮差押え及び仮処分)</p> <p>第百五十四条 差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中止の効力を生じない。</p> <p>(中断後の時効の進行)</p> <p>第百五十七条 中止した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。</p> <p>2 (略)</p>

平成29年4月25日(火)  
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

9問 震災時の時効の完成猶予期間を2週間から3箇月とした理由は何か、法務当局に問う。

(答)

## 1 現状

現行法第161条によれば、天災その他避けることのできない事変のため時効を中断することができないときには、その障害が消滅した時から2週間を経過するまでの間は時効は完成しないこととされている(注1)。

## 2 問題の所在

このように、障害が消滅した時から2週間を経過するまでとされているのは、障害が消滅した以上は直ちに時効中断の措置をとるべきであり、そのための具体的な期間として2週間が相当であるという考え方に基づいている(注2)。もっとも、都市機能を根本から破壊するような大規模災害等の発生も想定すれば、障害が消滅するまでの期間 자체が極めて長期間にわたることもあり得るが、その場合には、2週間という期間は、あまりに短いという指摘がある。

他方で、現行法の他の停止事由においては、夫婦間の権利や法定代理人のいない未成年者のように、障害が消滅した時から6箇月を経過するまでの間は時効は完成しないとされているが(第158条～第160条)、これらの事由は、婚姻が継続している期間や未成年者が成年に達するまでの期間のように、類型的に権利行使の障害が極めて長期間に及ぶものであるから、障害の存続する期間とのバランス上、権利行使の障害が消滅してから時効が完成するまでの猶予期間も相当程度長くするのが合理的である。これに対し、天災等の場合には、たとえ甚大な被害を生ずる大規模災害であっても、権

利行使の障害が存続する期間はより短いことが想定され、障害が消滅してから時効が完成するまでの猶予期間も6箇月よりは短い期間とするのが合理的である（注3）。

### 3 改正法案の内容

そこで、改正法案においては、障害が消滅した時から3箇月間を経過するまでの間は時効が完成しないこととしている。

（注1）「天災その他避けることのできない事変」に含まれる事態としては、地震等の天災のほか、戦乱等が挙げられる。また、これらにより「時効を中断することができない」こととなる「障害」としては、交通途絶、裁判事務の停止などが挙げられる。

（注2）障害が消滅した後の猶予期間の長さについて、現行法の起草過程においては、1箇月間とするか2週間とするかで意見が分かれたが、長く不確定な状態を生じさせるのは好ましくないなどの理由から、2週間とする意見が多数を占めた。

（注3）現行法の他の停止事由において時効が完成しない期間は、いずれも障害が消滅してからは、6箇月間とされている（現行第158条～第160条）。これに対し、天災等による停止は障害が消滅してから2週間とされている。他の停止事由においては、完成が猶予される期間は、例えば、夫婦が婚姻した後、婚姻関係が消滅するまでの期間

（現行第159条）や、未成年者が成年に達するまでの期間（現行第158条）など、10年以上にも及ぶような極めて長期間のものが想定されているのに対し、天災等による障害は年単位に及ぶようなものとしては想定されていなかったため、障害事由消滅後の期間にも大きな差が設けられたものと考えられる。もっとも、東日本大震災のように、都市機能を根本から破壊する規模の大規模災害が発生することもあり、その場合には、都市機能は容易には回復せず、障害が消滅しない期間が年単位にも及ぶことも想定される。そこで、現行法における差異には一定の合理性があることを前提としながらも、甚大な災害が発生し得ることに備えて、改正法案においては、3箇月の限度で期間

を伸ばすこととしている。

(参照条文)

改 正 案	現 行
<p>(未成年者又は成年被後見人と時効の完成猶予)</p> <p>第百五十八条 時効の期間の満了前六箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に對して、時効は、完成しない。</p>	<p>(未成年者又は成年被後見人と時効の停止)</p> <p>第百五十八条 (同左)</p>
<p>2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。</p> <p>(夫婦間の権利の時効の完成猶予)</p> <p>第百五十九条 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。</p>	<p>(夫婦間の権利の時効の停止)</p> <p>第百五十九条 (同左)</p>
<p>(相続財産に関する時効の完成猶予)</p> <p>第百六十条 相続財産については、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があった時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。</p>	<p>(相続財産に関する時効の停止)</p> <p>第百六十条 (同左)</p>
	<p>(天災等による時効の停止)</p>

(天災等による時効の完成猶予)

第百六十一条 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため第百四十七条第一項各号又は第百四十八条第一項各号に掲げる事由に係る手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から三箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

第百六十一条 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため時効を中断することができないときは、その障害が消滅した時から二週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

平成29年4月25日(火)  
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

10問 どのような内容の合意をすれば、協議の合意と言えるのか、承認や催告との違いは何か、法務当局に問う。

(答)

## 1 改正法案の内容

改正法案においては、当事者間において権利についての協議を行う旨の合意が書面又は電磁的記録によりされた場合には、時効の完成が猶予される旨の規定を新設することとしているが(第151条)、ここでいう合意とは、問題とされている債権の存否や内容について協議を行うこと自体を合意することである。

## 2 承認・催告との違い

承認とは、時効の利益を受ける当事者が時効によって権利を喪失する者に対し、その権利の存在を認識している旨を表示することである。

これに対し、改正法案における協議の合意では、債務者側が権利の存在を認めていない場合であっても、その存否等について協議を行うことを合意していればよいという点で違いがある。

次に、催告とは、債務者に対して履行を請求する債権者の意思の通知であり、債権者の一方的行為である。

これに対し、改正法案における協議の合意においては、債権者と債務者の双方が合意することが必要であるという点で違いがある。

平成29年4月25日(火)  
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

11問 債権についての協議の合意を完成猶予事由としたのはなぜか、催告と別の効力を設けた趣旨は何か、法務当局に問う。

(答)

現行法においては、当事者が権利をめぐる争いを解決するための協議を継続していても、時効の完成が迫ると、完成を阻止するためだけに訴訟の提起や調停の申立てなどの措置をとらざるを得ず、そのことが、当事者間で自発的で柔軟な紛争解決を図る上での障害となっているとの指摘がされている。そのため、このような協議を行っている期間中は、時効が完成しないように手当てをする必要があると考えられる。

また、現行法においても、催告は、時効の完成を猶予する効力を有するが、催告は、時効の完成間際ににおいて、裁判上の請求等の時効中断の措置を講ずるための準備期間を与えることを目的とするものであることから、6箇月という短期間に限って時効の完成を阻止するものとされており、協議期間がこれより長期間となることも少なくないという事情を踏まえれば、催告では時効が完成しないようにするための手当てとしては十分ではないと考えられる。

そこで、改正法案においては、当事者間において権利についての協議を行う旨の合意が書面又は電磁的記録によりされた場合には、時効の完成が猶予される旨の規定を新設することとし、かつ、その期間は最長で5年に及ぶこととしている(第151条)。

平成29年4月25日(火)  
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

12問 協議の合意に再度の猶予を認めた趣旨は何か、法務当局に問う。

(答)

1 再度の合意による時効の完成猶予を認める理由

改正法案においては、協議を行う旨の合意による時効の完成猶予は、合意等から1年を経過した時に、終了することとしている(第151条第1項第1号及び第2号)。これは、時効の完成猶予の期間が不相當に長期化するといった弊害が生ずることを防止するため、通常であれば協議を終了させるのに十分な期間であると考えられる1年間を限度として時効の完成猶予を認めるものである。

もっとも、実際の事案の中には、その協議が1年を超えてされることもあり、その時効の完成猶予の期間を延長すべきケースもあるとの指摘がある(注)。

2 改正法案

そこで、改正法案においては、このようなケース等に対応するため、協議を行う旨の合意による時効の完成猶予中に再度協議を行う旨の合意があると、その合意の時点から時効の完成が更に猶予されることとしている(第151条第2項)。

(注) このほか、改正法案においては、協議を行う旨の合意による時効の完成猶予は、当事者の一方が相手方に対して協議の続行を拒絶したときは、その拒絶の通知の時から6箇月を経過する時に終了することとしているが、拒絶をした者が翻意をし、改めて協議が再開されることもあり得る。このようなケースにおいても、改めて、協議による時効の完成猶予が必要となり得る。

平成29年4月25日(火)  
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

1 3間 再度の猶予がなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができないとした理由は何か、法務当局に問う。

(答)

1 5年間の制限を置いた理由

改正法案においては、協議を行う旨の合意による時効の完成猶予中に再度協議を行う旨の合意があると、その合意の時点から時効の完成が更に猶予されることとしている(第151条第2項本文)。

もとともに、時効制度には、長期間にわたり権利の存否に関して不確定な状態が継続することを防ぐという公益的な機能があるから、時効の完成猶予の効力の延長を私人である当事者に無制限に委ねることは妥当ではないといえる。

また、当事者間の協議が5年を経過してもなお調わない場合には、もはや協議による紛争解決の見込みは薄いと思われ、時効の完成を阻止するために訴えの提起や民事調停の申立てなど裁判所の利用を要求することとしたとしても、不当とまではいえないと考えられる。

2 改正法案の内容

そこで、改正法案においては、協議を行う旨の合意による時効の完成猶予中に再度協議を行う旨の合意があると、その合意の時点から時効の完成が更に猶予されることとする一方で、そのような時効の完成猶予の効力は、時効が本来完成すべき時から通算して5年を超えることができないとした制限を設けることとしている(第151条第2項)。

14問 協議の合意における書面の様式はどういったものか、メールやSNSでも協議の合意における電磁的記録の要件を満たすのか、法務当局に問う。

(答)

### 1 改正の趣旨

権利・義務の当事者間において、何らかの協議が行われたり、あるいは、協議を行う合意があったというだけで、時効の完成が猶予されることとすると、事後的に、時効の完成猶予がされたか否か等をめぐる紛争が生じ、法律関係が不安定になるおそれがある。

そこで、改正法案においては、権利・義務の当事者間において、権利についての協議を行う旨の合意が、書面又は電磁的記録でされた場合に限って、時効の完成が猶予されることとしている(第151条)。

### 2 書面の様式

このような改正法案の趣旨からすると、ここでいう「書面」とは、当事者双方の意思の両方が表われているものでなければならないものと解されるが、当事者双方の意思が一通の書面で表われている必要はない(注)。

### 3 メール・SNS

また、ここでいう「電磁的記録」も、書面による場合と同様に、当事者双方の意思の両方が表われているものでなければならないものと解されるが、例えば、当事者の一方がメールやSNSを用いて協議の申入れをし、他方の当事者がメール又はSNSでそれに応ずる旨を返答すれば、「電磁的記録」による協議の合意があったものと扱われることになる。

(注) このほか、当事者の署名や記名・押印なども要件とはされていない。

平成29年4月25日(火)  
佐々木 さやか(公明)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

15問 契約書に「債権の存否に争いが生じたときは協議を行うこととする」条項があるなど、事前の合意は効力を有するのか、法務当局に問う。

(答)

ご指摘のような条項が存在することで、協議の合意があったものと扱うことができるか否かは個別具体的な事情によって判断されることとなるものであるが、仮に協議の合意があったと認められることがあったとしても、協議を行う旨の合意によって時効の完成が猶予される期間は、①合意時から1年経過時、②合意において1年未満の協議期間を定めた場合はその期間の経過時、③協議の続行を拒絶する旨の書面等による通知の時から6箇月経過時のいずれか早い時点までとしている(第151条第1項)。

したがって、協議についての合意があっても、その合意があった時から1年以内に消滅時効の期間が経過するケースでなければ、時効の完成猶予の効力は意味を有しないといえる。したがって、契約を締結した時点で協議についての合意がされたとしても、そのような事前の合意によって時効の完成が猶予されるという効果が発生することは通常ないものと考えられる。